

法定 区分 決定 決議 書	標準報酬月額		千円			常務理事	事務長	課長	係長	担当者
	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額	標準報酬月額						
	830千円以上	530千円～ 790千円	280千円～ 500千円	260千円以下	低所得者	発効年月日	令和	年	月	日
	ア	イ	ウ	エ		有効期限	令和	年	月	日

健康保険 限度額適用認定 申請書

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

被 保 険 者	被保険者 記号・番号	記号	番号			
	事業所名					
	氏名			生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日

認定証 交付 対象 者 (被扶養者の 場合のみ記入)	被扶養者 氏名				被保険者との続柄		
	被扶養者 生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日	被扶養者性別	☐ 男 ☐ 女		

被保険者(認定証交付対象者) の住所	〒	—		
-----------------------	---	---	--	--

交付必要期間 (入院予定期間)	☐ 外来 ☐ 入院	(入院予定期間 年 月 日～ 年 月 日)				
備考						

上記の通り、健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。

受付日付印

年 月 日

山形県自動車販売健康保険組合理事長 殿

裏面もご覧下さい。

《注意事項》

- ◆有効期限は、申請書受付日の属する月の1日から、直近の8月31日までとなります。
- ◆申請書受付月より、前の月の限度額認定証の交付はできませんのでご注意ください。
- ◆被保険者が低所得者に該当する場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」で申請して下さい。
- ◆被保険者の所得区分が変更になった場合は、新たな限度額認定証の発行が必要になりますので、限度額認定証を返却して頂き、再度申請書の記入・提出をお願いします。
- ◆有効期限で限度額認定証の回収を行いますので、紛失等しないように保管をお願いします。有効期限前に使用しなくなった場合は、健康保険組合へ返却をお願いします。

限度額認定証の所得区分

- ア：標準報酬月額830千円以上
- イ：標準報酬月額530千円～790千円
- ウ：標準報酬月額280千円～500千円
- エ：標準報酬月額260千円以下
- オ：低所得者(被保険者が住民税非課税などの場合)